

組合や信託の取扱い

1. 概要

- 現状の連結会計基準では、「企業とは、会社及び会社に準ずる事業体をいい、会社、組合その他これらに準ずる事業体を指す。」とされ、組合は会社に準ずる事業体とされている。また、信託については、実務対応報告 23 号により、財産管理の制度としての特徴も有しており、通常、会社に準ずる事業体に該当するとは言えないが、子会社及び関連会社に該当する場合があります。そのため、その場合には会社に準ずる事業体に該当するというしない取扱いとなっている。
- 本年 2 月に公表された論点整理では、組合及び信託について、以下の方向性を示している
 - 会社に準ずる事業体に該当するか否かについて組合と信託を整合的に扱っていく。
 - 個別財務諸表上、原則として、総額法によるが、出資者又は受益者が組合や信託の財産を直接保有するものとみなして会計処理を行うことが困難な場合や適当ではない場合は、純額法による。
 - 総額法によっている場合、出資者又は受益者に帰属する分は、その個別財務諸表に反映されているため、会社に準ずる事業体には該当しない。
- また、審議事項（４）－２では、「SPE の取扱い」を削除した場合の、特別目的会社の連結に関する基本的な考え方の案が示されている。
- 本資料では、上記を踏まえ、組合及び信託の個別財務諸表の取扱い（総額法又は純額法）及び連結財務諸表の取扱い（会社に準ずる事業体に該当するか否か）を検討する。
（本資料は、審議事項（４）参考資料（専門委員会資料）の要約である。）

2. 個別財務諸表の取扱い（案）

(1) 総額法を適用するケース

- 資産の共有と同様に、出資者又は受益者が、組合財産又は信託財産の持分割合を直接保有する資産（及び負債）である場合 （持分が質的に単一である場合）、個別上、実態に即して総額法により会計処理する。
- この場合、個別上、「会社に準ずる事業体」への間接的な投資と捉えておらず、自らが当該財産を直接保有しているため、連結上も、組合又は信託を「会社に準ずる事業体」とは捉えない。

(2) 純額法を適用するケース

- 次のように、資産の共有とは異なり、出資者又は受益者が組合財産又は信託財産の持分割合は直接保有する資産（及び負債）とはみなせない場合、（会社への出資と

同様に）「会社に準ずる事業体」への間接的な投資と捉えられるため、個別上、実態に即して純額法により会計処理する。したがって、連結上も、組合又は信託を「会社に準ずる事業体」と捉えることが適当である。

- ① 組合や信託の財産を直接保有するものとみなして会計処理を行うことが困難な場合
→優先劣後や損益分配比率が出資額に比例していないときのように、質的に異なるものに分割されており、かつ、譲渡等により出資者又は受益者が複数となる場合が該当する。
- ② 単なる資金運用に過ぎない場合
 - ・出資者又は受益者が多数（多数になると想定されるものも含む。）であり、自らの持分割合が少ない場合
 - ・組合や信託の財産を直接保有するとみるよりも、株式への投資と同様に、出資持分や受益権のかたちで投資しているとみることが経済的な実態を反映している場合
- ③ 【論点】これを加えるかどうか
持分が質的に単一である場合であっても、共同事業性が乏しい場合（全組合員が業務執行の決定を行うわけではなく、一部の出資者のみが行うような場合）

(3) 民法上の任意組合及び商法上の匿名組合

- 民法上の任意組合については、出資者の持分が質的に単一であって、当該出資者が多数ではない場合、資産の共有と同様に、組合財産の持分割合が出資者に帰属するものとして取り扱うことが適当であると考えられる。したがって、個別財務諸表上、実態に即して総額法により会計処理するとともに、連結財務諸表上、当該組合を会社に準ずる事業体と捉えないものとする（上記(2)の③参照）。
- 上記以外の任意組合は、個別財務諸表上、純額法により会計処理し、連結財務諸表上、当該組合を会社に準ずる事業体とする。
- 商法上の匿名組合への出資については、次の理由から、純額法によるとしてはどうか（現行の金融商品実務指針では、総額法にする余地がある。）
 - ① 民法上の任意組合と異なり、商法上の匿名組合への出資は、営業者に対する債権であり、単に、匿名組合員による出資を受けた営業者が匿名組合に関する営業によって生じた利益を分配するものであるため、単なる資金運用に近いことが多い。
 - ② 匿名組合事業は、「会社に準ずる事業体」である営業者における営業の一部であり、その利益分配を受けるとしても、匿名組合員が営業者自体を支配していない限り、営業者の資産（及び負債）を共有しているとみたり、営業者の資産（及び負債）が匿名組合員に帰属したりしているとみることが、経済的な実態を反映しているとは言い難い。
 - ③ 匿名組合の営業が、実質的に匿名組合員の計算で行われているとみなされる場合に

は、総額法が考えられるものの、法律上の趣旨を逸脱して、もはや商法上の匿名組合への出資とは言えない可能性がある。

3. 連結財務諸表の取扱い（「会社に準ずる事業体」として連結対象とする場合の考え方）

- SPE の取扱いを削除した場合の、特別目的会社の連結に関する基本的な考え方は、審議事項（４）－２を参照のこと。

(1) 組合に対する支配力基準の適用

- 組合に対する支配力基準の適用は、実務対応報告第 20 号で定められており、基本的には業務執行の権限を用いることによって、当該投資事業組合に対する支配力を判断することとされている。

① 任意組合（LPS、LLP を含む。以下同じ。）のケース

- 任意組合で純額法となるのは、例えば、損益分配比率が出資額に比例していないため、組合出資が質的に異なるものに分割されており、かつ、譲渡等により出資者又は受益者が複数となる場合が考えられる。
- この場合、原則どおり、出資者の権限（＝議決権：当該事業体の意思決定に直接的に関与する権利）を基礎として支配を検討することとしてはどうか。
- そのような場合に、共同事業性が乏しいとき（全組合員が業務執行の決定を行うわけではなく、一部の出資者のみが行うような場合）には、他の組合員が当該業務執行組合員の「緊密な者」「同意している者」に該当するかどうか、特に留意する必要があると考えられるがどうか)

② 匿名組合のケース

- 匿名組合において、匿名組合員は、匿名組合契約上の出資義務を負うが、当該出資は営業者の財産となる。また、匿名組合員は、業務監視権を有するが、営業者を代理することができず、営業者の行為について、第三者に対して権利義務を有しない。したがって、現行と同様に、通常、営業者が当該匿名組合の財務及び営業又は事業の方針を決定しているため、基本的には、匿名組合員が当該匿名組合を連結することはない。
- しかしながら、資料 1 で検討した TMK や GK のような法人に対する出資の場合と同様に、営業者による当該匿名組合の財務及び営業又は事業の方針の決定が実質的に限定されている場合、匿名組合員が当該匿名組合の最も重要な活動を左右するパワーを有しており、かつ、当該匿名組合から生じる相当程度の重要な損失を負担（又は相当程度の重要な便益を享受）しているときには、当該匿名組合は当該匿名組合員の子会社に該当することとしてはどうか。

(2) 信託に対する支配力基準の適用

- 信託に対する支配力基準の適用は、実務対応報告第 23 号で定められており、受益者が複数である場合、原則として、以下の要件により支配力を判断することとされている。
 - ① すべての受益者の一致によって受益者の意思決定がされる信託で一定の要件を満たした場合
 - ② 信託行為に受益者集会における多数決による旨の定めがある信託で一定の要件を満たした場合
 - ③ 信託行為に別段の定めがあり、その定めるところによって受益者の意思決定が行われる信託で一定の要件を満たした場合
- 上記のように、出資者の権限（＝受益者の権限）に着目していることは、今回の見直しにあたっては、所有者である者が支配を行うという連結会計基準の考え方に照らし、妥当である。
- ただし、信託が「会社に準ずる事業体」と捉えられており、かつ、審議事項（４）－２における TMK や GK のような法人に対する出資の場合と同様に、他の受益者による議決権の行使が実質的に限定されている場合には、当該信託の最も重要な活動を左右するパワーを有し、かつ、信託財産に関して生じる相当程度の重要と考えられる損失を負担（又は相当程度の重要な便益を享受）する受益者は、信託を連結することが適当と考えられる。
- よって、例えば、金銭以外の信託を用いた流動化において、他の受益者による議決権の行使が実質的に限定されており、オリジネーター（委託者兼当初受益者）がサービシングを行い、劣後受益権を有している場合、当該オリジネーター（兼劣後受益権者）が当該信託を連結することとなる。

以 上